



## 弾道ミサイル落下時の行動について

他国から弾道ミサイルが発射された場合で、日本に飛来する可能性があるときは、関係住民に対し、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

**弾道ミサイルは、発射から極めて短い時間で着弾します。**

●**緊急情報が流れたら**、落ち着いて直ちに以下の行動をとってください。

○屋外にいる場合

- ・近くのできる限り頑丈な建物や地下などに避難する
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る

○屋内にいる場合

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する

●もし近くにミサイルが落下したら、以下の行動をとってください。

○屋外にいる場合

- ・口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する

○屋内にいる場合

- ・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する

**1. 速やかな避難行動 2. 正確かつ迅速な情報収集**  
～行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください～

詳細については、以下をご覧ください。

国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※以上はすべて内閣官房の「国民保護ポータルサイト」の掲載内容です。  
(文書取扱・問合せ先：危機管理課 43-0380)

## 個人番号（マイナンバー）カードの 受け取りについて

個人番号（マイナンバー）カードの申請をされた方には、カード交付の準備が整い次第、受け取りについてのハガキ（個人番号カード交付通知書）を郵送しております。

ハガキが届きましたら、市民課 市民窓口係（43-3623）まで早めの電話予約をお願いします。

交付には暗証番号の設定など、一人当たり30分程度かかる見込みです。待ち時間の短縮のためにも事前の予約をお願いします。

○申請者本人が受け取りにお越しくください。

○持参いただく書類については予約の際にご説明いたします。

なお、平日ご都合が合わない方は

6月11日（日）9時～12時（要予約）

7月 9日（日）9時～12時（要予約）

で受け取りが可能です。

※必ず事前に予約をお願いします。

(文書取扱：市民課 43-3623)

## 児童手当の現況届を提出してください

6月は児童手当の現況届を提出する月です。手当を受けている方は現況届を提出する必要があります。以下の日程及び指定場所において届出をしてください。提出されない場合は6月以降の児童手当が支給されません。  
なお、対象者には福祉事務所から案内・届出用紙等を郵送します。

### ○届出に必要なもの

・印鑑、現況届用紙、世帯全員分の健康保険証の原本

※西都市国保以外（社会保険、建設業・医師などの保険組合等）の方は  
コピーも必要

・個人番号カード（受給者（保護者）及び配偶者のもの）

※又は、個人番号通知カード及び顔写真のある身分証明書（運転免許証等）

・児童が他の市町村に別居している場合は、住民票謄本及び別居監護申立書（福祉事務所で準備した用紙に届出時に記入）

・平成29年1月1日現在で西都市に住民登録がない方は、平成29年度分所得課税証明書（受給者（保護者）及び配偶者のもの）

### ○日 程 等

月 日	時 間	場 所
6月13日（火）	13:00～16:00	市穂北地区館（集会室）
6月14日（水）	13:00～16:00	市三納地区館（休養室）
6月15日（木）	13:00～16:00	市三財地区館（休養室）
6月16日（金）	13:00～16:00	市都於郡地区館（和室）
6月21日（水）	13:00～19:00	西都市コミュニティセンター （2F図書室）※市役所横
6月22日（木）		
6月23日（金）		
6月24日（土）	9:00～12:00	

※上記の日程で都合がつかない場合は、6月30日（金）までに福祉事務所までお越しください（土・日除く8:30～12:00、13:00～17:15）。  
（文書取扱・問合せ先：福祉事務所 子育て支援係 32-1021）

## 平成29年度がん検診受診券（はがき）の訂正

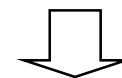
健康管理課では、4月下旬に男性40歳以上、女性20歳以上の方に「平成29年度がん検診受診券（はがき）」を郵送いたしました。胃がん検診の料金について、一部誤りがありました。お詫びして以下のとおり訂正いたします。

### 【訂正前】

胃がん検診

(2) 内視鏡検査

料金：3,000円、西都市国保の方 2,300円、農協助成券のある方 2,500円



### 【訂正後】

胃がん検診

(2) 内視鏡検査

料金：3,000円、西都市国保の方 2,300円、農協助成券のある方 2,000円

胃がん検診（内視鏡検査）を希望される方で、農協助成券のある方の自己負担額は2,000円となりますのでご注意ください。

その他、ご不明な点がありましたら、健康管理課 健康推進係までお問い合わせください。

（文書取扱・問合せ先：健康管理課 健康推進係 43-1146）

## 「おいしい」と「元気」を支える 丈夫な歯～6月4日（日）から6月10日（土）は「歯と口の健康週間」～

お口の健康は、◆食べ物を美味しく噛んで食べる◆栄養がきちんととれる◆話す・噛むことで脳を刺激し認知症を予防するなど、全身の健康に関わりがあります。

なります（市民税非課税世帯の方は世帯の課税証明を、生活保護世帯の方は保護証明を持参してください）。

※西都市国民健康保険に加入されている方は、半額（250円）の補助があります。

### 1. 歯周病はどんな病気？（10人中、7～8人は歯周病！）

お口の中には500～700種類の細菌がいると言われ、よくみがく人でも、1,000から2,000億個の細菌が住みついています。これらは主に、出産後に母親や家族などの持つ菌が感染したものです。歯を失う主な原因は、むし歯と歯周病です。ともに細菌が原因で、日本人の歯を失う原因の約3割はむし歯、4割は歯周病です。厚生労働省の調査によると、歯周病の人は75歳以上の人の74.2%に及びます。歯周病は、歯にこびりついたプラーク（歯垢）に住みつく菌の繁殖で起こる感染症で、歯のまわりの歯肉に炎症を起こします。

### 4. 小さい頃からのむし歯予防

一般的に6歳～13歳頃は、乳歯から永久歯に生え変わる時期です。生えたての歯はとても柔らかくむし歯になりやすいことから、この時期のむし歯予防は将来の健全な永久歯を保つためにもとても重要です。むし歯を予防するには、◆毎日の歯みがき◆規則正しい食生活◆フッ化物を活用して歯の質を強くすることが大切です。

### 2. 歯周疾患を予防する7か条

- ◆毎日1日1回はていねいに歯をみがき、プラークを取りましょう。
- ◆歯ぐきが痛かったり出血してもきちんと歯を磨きましょう。
- ◆歯石ができたなら、歯科医院で取り除いてもらいましょう。
- ◆定期的に歯の検診を受けましょう。
- ◆よく噛んで食べましょう。
- ◆ストレスは早めにじょうずに解消しましょう。
- ◆噛みごたえのある食べ物をメニューに加え、歯ぐきを鍛えましょう。

### 5. フッ素で健康な歯を！

WHO（世界保健機構）は、むし歯予防のために安全で効果的なフッ化物の応用を推奨しています。日本では、以下のような方法で利用できます。

- ◆毎日の歯みがき（フッ素入り歯磨剤）
- ◆フッ素入りうがい液（フッ化物洗口）
- ◆歯科医院での健診（フッ化物塗布）

※フッ素は海水、河川、土の中等に他の物質とくっついて「フッ化物」として地球上に存在している自然のものです。体の中では歯や骨に多く含まれています。

#### 《フッ素の効用》

- ◆歯の表面を強くする
  - ◆再石灰化（歯の補修）を助ける
  - ◆酸を作る細菌（むし歯菌）の力を押さえる
- フッ素を上手に利用し、健康な歯を保ちましょう。

### 3. 歯周疾患等検診のご案内

対象者には、歯周疾患等検診の受診券を送付しています（4月下旬）。

- ◆対象者 40歳・50歳・60歳・70歳の方（年度年齢）
- ◆検診日 4月1日～平成30年2月28日
- ◆場所 市内の指定歯科医院
- ◆費用 500円

※市民税非課税世帯、生活保護世帯、後期高齢者医療保険加入の方は無料に

（文書取扱・問合せ先：健康管理課 健康推進係 43-1146）

## 計量器（はかり）を使用している皆様へ

### 計量器（はかり）の定期検査を実施します

計量法により取引・証明に使用するはかりは2年に1回、定期検査を受けなければなりません。今年度は以下の日程で検査が行われますので、使用している方は受検をお願いします。質問等がありましたら、商工観光課または宮崎県計量検定所までお問い合わせください。

検査日：6月7日（水）

手数料：はかりに応じた手数料が必要となります。

受付時間：午前10時～午後4時

問合せ先：商工観光課 商工振興係 TEL: 43-3222

検査場所：西都市民体育館

宮崎県計量検定所

TEL: 0985-58-2929

（文書取扱：商工観光課）

## 運転免許更新（切り替え）のご案内

西都地区交通安全協会で、優良講習、一般講習、高齢者講習受講者の運転免許更新（切り替え）が出来ます。

### ○優良講習・一般講習

毎週火・金曜日（祝祭日を除く）

受付（8時30分～9時）のあと、法定の講習があります。

優良講習は9時30分、一般講習は10時頃には全て終了します。

### ○高齢者講習受講者

毎週月曜～金曜日（祝祭日を除く）

午前の部：10時～11時30分 午後の部：13時～16時30分

※更新手続きには、高齢者講習終了証明書が必要です。

### ○場所

西都地区交通安全協会 西都市小野崎2丁目16番地 43-0294

### ○その他

免許証写真は当協会でも撮影できます（4枚セット 500円）。

新しい免許証は後日交付です。ハガキに違反講習、初回講習と記載された方は運転免許センターでの更新になります。

（文書取扱：生活環境課）

## 交通安全協会へのご加入をお願いします

### ○交通安全協会とは？

悲惨な交通事故を防止するため、社会奉仕の精神に基づいて生まれた一般財団法人です。

### ○交通安全協会の主な活動（事業）

- ①広報啓発活動
- ②交通安全教育活動
- ③街頭交通指導
- ④免許証更新事務
- ⑤交通事故相談業務
- ⑥チャイルドシート貸出
- ⑦軽微違反者講習

### ○活動に必要な財源 協力費2千円

交通安全協会への加入については任意加入ではありますが、この協力費が西都地区交通安全協会が活動をする上で、主な財源となっております。

免許更新時にぜひご加入をよろしくお願いいたします。

### ○会員特典について

交通安全協会の会員を対象として、協賛店において、取扱商品の割引や施設利用料金の割引等の各種サービスをご利用いただけます。

詳しくは宮崎県交通安全協会のホームページをご覧ください。

（文書取扱：生活環境課）

## 全国ごみ不法投棄監視ウィークについて

今年度も5月30日(火)「ごみゼロの日」から6月5日(月)「環境の日」までの一週間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、行政が一体となって、監視や啓発活動等を実施するなど、廃棄物の不法投棄等の対策の取組を強化することとなっており、本市では、市内数箇所に監視カメラを設置しております。

「不法投棄」とは、みだりに廃棄物を捨てることであり、不法投棄を行うと「5年以下の懲役」または「1,000万円以下の罰金」又はこの両方の罰則が科せられることがあります。

「ポイ捨て」も「不法投棄」です。不法投棄は絶対にやめましょう。同様にごみの屋外焼却も、同じ罰則規定が設けられていますのでやめましょう。

また、同一週間は「ごみ減量・リサイクル週間」としても定め、ごみの減量とリサイクル推進に向け、普及啓発に取り組むこととなっています。

西都市の可燃ごみは、排出量が年々増加しております。この原因の一つとして生ごみの増加が考えられます。「食材を買いすぎず、食べ残しはしない」、「生ごみを出す際には、しっかりと水切りを行う」など、生ゴミをできるだけ出さない工夫をお願いいたします。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(文書取扱：生活環境課 43-3485)

## 家電リサイクル法について

平成13年より施行された家電リサイクル法(平成21年一部改正)の対象品目は以下のとおりです。一般のごみの収集と異なる廃棄の仕方となりますのでご注意ください。

家電リサイクル法対象品目

- エアコン(室外機も含む)
- テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ等)
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機

これらの対象品目を廃棄する際には、買替えや購入した小売業者(家電販売業者)にリサイクル料金を支払い、引き渡すこととなります。

※小売店によってはリサイクル料金とは別に収集・運搬料や保管料等の手数料を求められることもあります。

購入した小売店が不明・遠方等の理由で引渡しができない場合は、郵便局にてリサイクル料金を御支払いの上、指定引取場所へ直接個人搬入するか、西都市粗大ごみ置場へ直接個人搬入してください。

西都市粗大ごみ置場へ搬入する際には、市の条例で定める手数料(特定家庭用機器廃棄物処理手数料)を西都市粗大ごみ置場にて別途御支払いいただくこととなります。

なお、ご自分で「粗大ごみ置場」へ搬入できない方は、西都市が許可を出している許可業者(有料)を紹介させていただきますので、以下の連絡先までご連絡ください。

今後とも家電リサイクル法対象品目の適正処理にご協力いただきますようお願いいたします。

(文書取扱・問合せ先：生活環境課 43-3485)

## 「市民提案型まちづくり事業補助金」について

～市民によるまちづくりをサポートします～

市では「市民協働のまちづくり」の考えのもと、市民活動団体等を新たな公共の担い手として位置付け、市民活動団体等が自主的・自発的に企画して市のまちづくりのために行う事業に対し、経費の一部を補助し支援を行います。その様な事業などの実施を考えておられる市民活動団体等で興味をお持ちになった団体等は、市民協働推進課にお問い合わせください。

市のホームページにも情報を掲載していますのでご確認ください。

○補助金名：「市民提案型まちづくり事業補助金」

○補助の区分と内容：

### (1) 初期活動サポートコース

市民活動団体等が市のために公益的な活動を開始するため、または、設立5年以内の市民団体等がその団体等の運営を軌道に乗せるために行う事業に対し補助を行います。

※補助率等：補助の対象となる経費の90%以内で30万円以下  
(2回目は27万円以下、3回目は24万円以下)

### (2) 西都づくりサポートコース

市民活動団体等が企画して、西都市のまちづくり（地域の課題解決、イベントを含む）のために行う事業に対し補助を行います。

※補助率等：補助の対象となる経費の80%以内で50万円以下  
(2回目は45万円以下、3回目は40万円以下)

○申請期間：11月30日（木）まで

※補助金の交付状況により変更する場合があります。

※この補助金は、申請内容の審査会を行い、交付の可否が決定されます。

<問い合わせ先> 市民協働推進課 43-1204

(文書取扱：市民協働推進課)

## 「おっぱい学級」を開催します

「母乳だけで足りているのかな。」  
「おっぱいだけでこどもの体重が増えているのか心配。」  
「間隔が空かない。」「よく吐く。」  
「卒乳はいつ頃どうやってするの？」  
など、お悩みや不安・相談したいことはありませんか。

助産師による「個別での相談と乳房のケア」を通して、これから先、安心して母乳育児を続けていけるように、またお母さん同士の情報交換やリフレッシュの場として参加してみませんか♪

【日 程】6月7日（水）13時～16時

【場 所】西都市保健センター

【内 容】助産師による個別相談・乳房ケア（1組20分程度）・計測

【対 象】西都市在住の産後から卒乳期のお子さんとお母さん

【人 数】6組程度

【持ってくるもの】母子手帳・フェイスタオル2枚

【申込み】

※予約制です。予約時間は申し込み後にお知らせします。

※参加希望の方は、5月31日（水）までに健康管理課（43-1146）へお申し込みください。

(文書取扱：健康管理課 健康推進係)

## 働く婦人の家「アラカルト料理」講座開催 ～夏野菜のピザ&スープ～

**\*さいとくポイント進呈対象事業です\***

働く婦人の家では毎回違う講師を迎え、単発形式で学べる料理講座を開催しています。今回は、彩り鮮やかな夏野菜を使ったピザとスープを作ります。不足しがちな野菜をおいしく料理するコツを学びませんか？

- 【開講日】7月8日(土) 10時～13時(全1回)
- 【場 所】西都市働く婦人の家(コミュニティプラザパオ2階)
- 【条 件】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】材料費1,000円程度
- 【持参品】エプロン、三角巾、タッパーまたは食品用保存袋
- 【定 員】10名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

### ◆申込み◆

- 窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。
- 往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66西都市働く婦人の家」までご応募ください。  
※必要事項…①講座名「アラカルト料理」とご記入ください。  
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢  
⑥区分(女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)  
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。

※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。

- 受付時間 月～金曜 9時30分～20時まで  
土 曜 9時30分～16時まで(日曜・祝日は休館)
- 受付期間 5月15日(月)～6月15日(木) ※最終日消印有効
- 問合せ先 働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

(文書取扱: 商工観光課)

## 働く婦人の家「布ぞうり作り」講座開催

**\*さいとくポイント進呈対象事業です\***

夏に最適!健康に優れた効果を持つ「和」のルームシューズである「布ぞうり」の作り方を学びます。とても良いはき心地で、足つぼを刺激して血行もよくなります。お好みの生地で、あなただけの一足を手作りしてみませんか?

- 【開講日】7月3日(月) 毎週月曜日 10時～12時(全6回)
- 【場 所】西都市働く婦人の家(コミュニティプラザパオ2階)
- 【条 件】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】布ぞうりの芯用のロープ代500円程度  
友の会費200円(初回のみ)
- 【持参品】1足につき1メートル×1メートルの布(綿100%が最適)  
裁ちばさみ(お持ちの方)
- 【定 員】10名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

### ◆申込み◆

- 窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。
- 往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66西都市働く婦人の家」までご応募ください。  
※必要事項…①講座名「布ぞうり作り」とご記入ください。  
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢  
⑥区分(女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)  
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。

※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。

- 受付時間 月～金曜 9時30分～20時まで  
土 曜 9時30分～16時まで(日曜・祝日は休館)
- 受付期間 5月15日(月)～6月15日(木) ※最終日消印有効
- 問合せ先 働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

(文書取扱: 商工観光課)



## 「第24回 一夜の歌声喫茶」開催

西都市民会館において、下記のとおり第24回目となる「一夜の歌声喫茶」が開催されます。

多くの方のご参加をお待ちしております。

【日時】 6月17日（土）

開場：18時 開演：18時30分

【会場】 西都市民会館

【料金】 450円（電話申込） ※当日は500円

【内容】 童謡、青春歌謡、フォークソングなどを全員で歌います。  
220曲の歌集の中からリクエストをどうぞ。  
（アコーディオン・大正琴・キーボード・ベースなど、伴奏はプロのミュージシャンです。）

【主催】 西都市レクリエーション協会

【問合せ及びチケット】

080-5065-5932（西都市レク事務局・松下）

※福祉施設よりの団体参加は、あらかじめ事務局へご連絡ください。

（文書取扱：社会教育課）

## 西都夏まつりサポーター募集

西都夏まつり振興会では、7月21日（金）～23日（日）で西都夏まつりを開催いたします。今年は振興会が夏まつりを運営するようになって、40周年の節目の年になります。

そこで下記の40周年特別企画のお手伝いをさせていただく「西都夏まつりサポーター」を募集いたします。実行委員会と一緒に手伝いしてみませんか？

たくさんのご応募お待ちしております。

●西都夏まつり40周年特別企画

①ミッキー吉野（エンタランス）フィーチャリング J I L L E

②1000人市民総おどり

③マスメディアスペシャルプロモーション

応募資格：夏まつりを盛り上げたい18才以上の方

応募締切：6月16日（金）

※6月21日（水）に説明会を開催します。

説明会会場：西都商工会議所2階 19:00より

お問い合わせ先：西都夏まつり振興会事務局（西都商工会議所内）

43-2111

（文書取扱：商工観光課）

## 第1回西都市民カローリング大会参加者募集

市民の健康増進・体力の向上と互いの親睦を目的として、第1回カローリング大会を開催いたします。

カローリングは年齢を問わず気軽に出来るスポーツです。奮ってのご参加をお待ちしております。

●カローリングとは、冬季オリンピックの種目にもなっている「カーリング」を、氷上でなく体育館などの床上で競技できるように考案されたニュースポーツです。1チーム3人でジェットローラ6個（6色）を使用し、11m先のポイントゾーンに向けて、相手チームと交互に投球します。ポイントゾーンの中心に最も近い位置に停止させたチームが勝ちとなります。

【期日】6月18日（日）8：30開会式 9：00競技開始

【会場】西都市民体育館

【種目】一般（男女、年齢フリー）の団体戦

※1チーム4名（うち監督1名）

【参加資格】西都市内に居住する人、ただし、学生・専門学校生は除く

【参加単位】各地区体育振興会の選出又は推薦とし、各地区より7チーム（東米良地区のみ6チーム）。

【申込期限】6月2日（金）※期限厳守

【問合せ先】・各地区（妻北・妻南・穂北・三納・都於郡・三財・東米良）の体育振興会

・西都市スポーツ振興課 スポーツ振興係

TEL 43-3478 FAX 43-4865

☆市民体育館（43-0844）ではカローリング用具のほかにアジャタやグラウンド・ゴルフの用具を無料で貸し出しています。練習・レクリエーション等にご活用下さい。

（文書取扱：スポーツ振興課）

## これから役立つ接遇・マナー講習 受講者募集

内 容：挨拶、言葉づかいを始めとするマナーの基本と個人情報の取扱いを実践的な講習の中で学び、サービス業を始めとする様々な業務での就業を目指します。

講 習 日：6月22日（木）約4時間程度

締 切 日：6月16日（金）※必着

募 集 人 員：15名

実 施 場 所：西都市シルバー人材センター  
（西都市大字妻1621番地 あいそめ館内）

受 講 料：無料

対 象 者：●現在シルバー人材センター会員でセンターでの就業を希望する方

●おおむね60歳以上で今後シルバー人材センターに入会し、センターでの就業を希望する方

申 込 方 法：ハローワーク高鍋、西都市雇用情報センター、西都市シルバー人材センターに置いてある申込用紙に必要事項を記入して申し込まれるか、宮崎県シルバー人材センター連合会にお問い合わせください。

申込・問合せ先：公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
宮崎市瀬頭2丁目6番14号  
電話：0985-31-3775 FAX：0985-31-3776

（文書取扱 福祉事務所）

## 平成29年度宮崎県就職説明会 参加企業募集

県では、県内企業就職希望者や来春学校卒業予定者（高等学校卒業予定者を除く）と県内企業との出会いの場として、「宮崎県就職説明会」を開催いたします。

人材を求める企業の皆さま、ぜひご応募ください。

### 【日にち・場所】

- 延岡会場 8月3日（木） 延岡総合文化センター  
（延岡市東浜砂町611-2）
- 小林会場 8月9日（水） ガーデンベルズ小林  
（小林市細野13-3）
- 都城会場 8月10日（木） 都城圏域地場産業振興センター  
（都城市都北町5225-1）

### 【開催時間】

受付：13時より 説明会：13時30分～16時

### 【申込方法】

県ホームページから参加申込書をダウンロードし、メールで問い合わせ先にお申し込みください。

○申込期間：各会場とも5月15日（月）～6月2日（金）

※受入可能数を超える企業からの申込みがあった場合は、「平成29年度宮崎県就職説明会参加企業募集要領」に基づき決定します。詳細は県のホームページをご確認ください。

### 【参加料】無料

【主催】宮崎県、宮崎労働局、都城市、延岡市、小林市、えびの市三股町、高原町

【問い合わせ先】宮崎県雇用労働政策課 雇用対策担当

TEL：0985-26-7105

FAX：0985-32-3887

E-mail：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp

（文書取扱：商工観光課）

## 「建設労働者」訓練生募集について

一般社団法人宮崎県建築業協会では、人手不足が深刻な建設労働者の育成・確保を図るため、宮崎県内における建設労働者緊急育成支援事業に取り組んでいます。

職業訓練を受けることにより、就職に必要な知識や基礎技能を身につけるとともに資格も取得でき、訓練修了後は専門家による就職支援が受けられます。

あなたも宮崎県内の建設企業で働いてみませんか。

コース名	訓練期間	訓練日数	申込締切	定員
塗装	6月5日 ～7月6日	24日	5月22日	5名
内装	6月7日 ～6月30日	18日	5月22日	5名
とび・土工	7月10日 ～8月4日	20日	6月22日	5名
型枠	8月17日 ～9月15日	20日	7月31日	5名

### 【訓練対象者】

未就職者、離転職者、新卒者、未就職卒業生などの求職活動中で宮崎県での就職を希望する者

### 【お問合わせ先】

一般社団法人宮崎県建築業協会内 建設労働者緊急育成支援事業  
0985-65-5864 担当者：黒木

（文書取扱：商工観光課）

平成29年度宮崎県小規模総合支援事業

## 「価値と価格と消費者心理」受講者募集 ～環境変化に負けない！ 価格はなぜ重要なのか？ ココが知りたかった！価格の心理学～

市場競争の激化、仕入価格の高騰など外部環境の変化に伴い、価格の設定から改定まで価格の重要性が今まで以上に増してくるでしょう。その中でお悩みの方も多いのではないでしょうか。価格は企業の利益の大半を決める重要なことであるのにそれに気づいていない方も見られます。

本講座でそんな価格をもう一度考えてみましょう。きっと目からウロコの発見があるはず！

### 講座内容

- ・外部環境変化による影響と価格表示の変化・低価格では生き残れない
- ・価格設定はなぜ重要なのか・利益意識の大事さ・価格の心理学
- ・価格の決め方とは ・値上げの方法とその成功事例 など

【講師】河合中小企業診断士事務所 河合 正尚 氏

【日時】6月7日（水）19：00～21：00

【会場】西都商工会議所 2階 研修室

【定員】30名

【受講料】西都商工会議所・西都市三財商工会  
会員：無料、非会員：1,000円

【主催】西都商工会議所 西都市三財商工会

【申込み・お問合せ先】西都商工会議所 43-2111

（文書取扱：商工観光課）

## 消費生活に関する巡回相談のご案内

平成29年4月1日より、西都・児湯、1市5町1村共同の「西都児湯消費生活相談センター」を高鍋町役場内に開設し専門スタッフによる消費生活相談を行っております。

この事業の一環として、スタッフが各市町村を毎月1回出張訪問しての巡回相談を実施しております。

西都市では原則として毎月第3水曜日に巡回相談所を開設しておりますので、消費生活（悪質商法、架空請求、多重債務等消費生活）に関する相談等がありましたら、この機会にぜひご利用下さい。

### 〈巡回相談日程〉

- 日時：6月21日（水）  
7月19日（水）  
10時～15時まで（12時～13時を除く）  
（祝日の場合は第4水曜日）
- 場所：西都市役所 生活環境課相談室
- 申込先：生活環境課 市民生活係  
43-1589

※予約が必要となりますので、必ず事前にお電話ください。

### ◇西都児湯消費生活センター◇

- 平日の問い合わせ先  
〒884-8655  
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地  
（高鍋町役場 町民生活課隣）  
23-2110
- 開設時間  
8時25分～17時10分まで  
（12時～13時を除く）

（文書取扱：生活環境課）

## 労働相談について

宮崎県労働委員会では、労働者と使用者との間に生じた職場のトラブル（パワハラ、賃金未払、解雇等）について、随時、秘密厳守・無料で相談に応じています。

### 【受付日時】

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）  
午前8時30分から午後5時15分まで

### 【対象者】

県内の事務所に勤務する労働者及び使用者

### 【場所】

宮崎県労働委員会事務局  
宮崎市橘通東1丁目9-10（県庁3号館6階）

### 【相談方法】

電話、面談、FAX、  
インターネット  
(<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/sTOWP21Z>)

### 【お問い合わせ先】

宮崎県労働委員会事務局  
労働専用電話「働くあんしんサポートダイヤル」  
TEL：0985-26-7538  
FAX：0985-20-2715  
ホームページ：「宮崎県労働委員会」で検索

（文書取扱：商工観光課）

## 全国一斉「人権擁護委員の日」 無料人権相談所開設

人権擁護委員制度をご存じでしょうか。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護しています。

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。今月は、以下の日程で無料人権相談所を開設します。家庭内の問題（夫婦・親子・結婚・離婚・相続など）や隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などの問題に関するご相談をお受けします。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、お気軽においでください。

日時：6月1日（木） 午前10時から午後3時まで  
場所：西都市役所南庁舎1階会議室（西都保健所跡）  
相談員：人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談は、平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
全国共通人権相談ダイヤル	0570-003-110	
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

☆ パソコンから（大人・子ども共通）

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

（文書取扱：市民協働推進課）

## 高鍋年金事務所が出張年金相談を行います

高鍋年金事務所では、年金に関する各種手続きについて出張相談を行っています。老齢厚生年金・遺族厚生年金などの手続きや相談もできますので、ご利用ください。なお、**予約が必要**ですので**高鍋年金事務所に電話でお申し込み**ください。

【相談日】 6月15日（木） ※次回は7月20日（木）です。

【時間】 午前10時～12時 午後1時～3時

【場所】 西都市役所 市民課 年金係

### 年金相談は事前に電話予約が必要です

#### 【予約先】

高鍋年金事務所 23-5111

#### 【予約方法】

- 相談日の1カ月前から受付します。  
(例：6/15の相談日の場合は、5/15から受付開始)
- 電話予約の時には、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・相談内容をお知らせください。  
また、年金相談日に持参するものをご確認ください。
- 相談日にはできるだけ本人がおいでください。  
代理の場合は、委任状・代理の方の身分証明書（運転免許証など）をご用意ください。

(文書取扱：市民課)

## 行政相談所のご案内

行政相談所では、国・県・市町村、独立行政法人、特殊法人（JR、日本郵便株式会社等）の仕事について、皆様から受けた苦情や意見・要望などを公正・中立な立場から、解決や実現を促進するお手伝いをしております。

相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

#### ○定例行政相談所

日時：6月8日（木）10時～12時まで

場所：西都市役所 南庁舎1階

#### ○お問い合わせ 生活環境課 市民生活係

43-1589

(文書取扱：生活環境課)

## 司法書士による消費生活無料相談を

### ご利用ください

西都市では司法書士による無料の消費生活相談を行っています。借金問題、訪問販売や架空請求による被害などでお困りの方は是非ご利用ください。

○日時：6月6日（火）13:00～16:00

7月4日（火）13:00～16:00

※相談時間はお一人約30分です。

○場所：西都市役所 南庁舎1階

○申込先：生活環境課 市民生活係

43-1589

※予約の方が優先となりますので、必ず事前にお電話ください。

(文書取扱：生活環境課)

## 図書館だより 6月号 西都市立図書館(43-0584) 6月の休館日／5・12・19・26日

### ❖《読み終えた本はありませんか?》

ご自宅で不要になった一般小説・児童本・絵本等がありましたら図書館までご持参ください(古本市での利用を予定しています)。なお、雑誌・古新聞・図鑑・辞書・マンガ・汚損・破損・青少年育成に有害なものは受付していません。

※図書の受入及び取扱いについては、図書館に一任していただきますようお願いいたします。

### ❖住所の変更はありませんか?

ご卒業、進学、転勤、ご結婚などで利用者カードの登録内容(名前・住所・連絡先)など、変更になった方はカウンターまでお知らせください。

また、利用者カードは、西都市内在住・在勤・在学の方のみ有効です。条件に合わない場合、不用になった場合は図書館にお返しく下さい。

### ❖団体貸出について

西都市立図書館では、読み聞かせ団体へ絵本・紙芝居の貸出しをしています。各月行事などで、通常の絵本とは違う大型絵本での読み聞かせを試みてはいかがでしょうか!

### ❖大活字で読書を楽しんでみませんか?

本は好きだけど文字がわかりづらい。

本は読みたいけれど字が小さくて読みづらい。

図書館では、小説の大活字本が置いてあります。

### ❖毎週土曜日読み聞かせをしています(ボランティア募集中です!)

図書館では毎週土曜日10時30分から絵本の読み聞かせを行っています。楽しい時間を一緒に過ごしませんか?

### ❖古くなった雑誌の配布をしています

図書館では、毎月1年以上前の雑誌については処分しております。

毎月第1火曜日から1か月ほど館内に置いてあります。処分雑誌は無料でお持ち帰りできますので、ご利用ください。

### 【一般図書新刊のご案内】

◎味わいの名宿 (樫出版社)

◎0歳からのスキンケア (友利 新)

◎「死ぬくらいなら会社辞めれば」ができない理由 (ワケ)

(汐街 コナ)

◎きちんとおいしく作れる漬け物 (館野 真知子)

◎大人かわいいラッピング (宮岡 宏会)

◎たった5日間であがり症・話し下手でも「いいスピーチができる」

(松本 幸夫)

### 【児童図書新刊のご案内】 ☆は絵本です

☆あかちゃんごおしゃべりえほん (かしわら あきお)

☆おさるのこうすけ (武田 美穂)

☆しんごうきピコリ (ザ・キャビンカンパニー)

☆さわってたのしむ点字つきえほん (フラワー・スター)

◎5分後に思わず涙。(桃戸 ハル)

◎10分で読める大わらい落語 (土門 トキオ)

◎動物探偵ミア ひみつのたからさがし (ダイアナ・キンプトン)

◎ビジュアル解説! 毒をもつ生き物図鑑 (今泉 忠明/監修)

(文書取扱: 社会教育課 図書館係 TEL 43-0584 FAX 41-1113)

# 第1回西都市職員採用試験を次のとおり行います。

## 1. 試験区分・採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務1	若干名	一般的な行政の事務に従事します。
一般事務2	若干名	一般的な行政の事務に従事します。
一般事務3	若干名	一般的な行政の事務に従事します。
土木技術	若干名	土木の専門的業務又は一般的な事務に従事します。
建築技術	若干名	建築の専門的業務又は一般的な事務に従事します。

## 2. 受験資格

試験区分	受験資格		
	年齢	学歴	資格・免許等
一般事務1 (大学卒業程度)	昭和62年4月2日以降に生まれた人	学校教育法に基づく大学（短期大学は除く）又はこれと同等と認める大学校等を卒業、又は平成30年3月までに確実に卒業することが見込まれる人。	問いません。
一般事務2 (民間等経験者)	昭和57年4月2日以降に生まれた人	学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を有する人。	平成29年3月31日現在、民間企業等での職務経験が通算3年以上あり、即戦力として活躍できる人。*
一般事務3 (身体障がい者対象)	昭和62年4月2日以降に生まれた人	学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を有する人。ただし、平成30年3月新規高等学校卒業者を除く。	・身体障害者手帳1級～6級の交付を受けている人 ・自力で通勤ができ、かつ介護者なしで職務遂行が可能な人 ・活字印刷文による出題、口頭による面接に対応できる人
土木技術	昭和62年4月2日以降に生まれた人	学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を有する人。ただし、平成30年3月新規高等学校卒業者を除く。	問いません。
建築技術	昭和62年4月2日以降に生まれた人	学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を有する人。ただし、平成30年3月新規高等学校卒業者を除く。	問いません。

## ※一般事務2（民間等経験者）における職務経験等について

【職務経験について】

「民間企業等での職務経験」とは、会社員（法人職員（財団法人・社団法人・NPO等）を含む）や自営業者等における常時勤務者としての経験をいい、同一の事業所（関連会社等への出向を含む）に連続して1年以上従事した期間が対象となります。嘱託・臨時等の非常勤職員、アルバイト、パートタイマーとしての職務経験は該当しません。

【職務経験に含まれない期間について】

それぞれの民間企業等において、休業等（病気休暇、介護・育児休業等）で実際に業務に従事しない期間が1ヶ月以上ある場合、その全期間は当該民間企業等における職務経験には含まれません。

## 3. 欠格条項（次のうち、いずれか1つに該当する人は受験できません。）

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4. 試験の日程・会場・合格発表

試験の区分	試験日時	試験会場	合格発表
第一次試験	平成29年7月23日（日） 受付時間 午前9時00分から 午前9時15分まで 試験開始時間 午前9時30分 試験終了時間 一般事務 午前11時30分頃 一般事務以外 午後2時00分頃	宮崎県立妻高等学校	市役所前の市の掲示板に掲示するほか、市のホームページにも掲載します。また、合格者には別途通知します。
第二次試験	第一次試験合格者に別途通知します。		
第三次試験	第二次試験合格者に別途通知します。		

※当日は必ず定刻までにおいでください。遅刻は原則として認めません。

※試験時間中の携帯電話の使用はできません。時計は計時機能だけのものに限りです。

※土木技術・建築技術を受験される方は午後まで試験が行われますので各自昼食を準備して下さい。



## 5. 試験の方法

試験の区分	試験科目	出題内容
第一次試験	教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての多岐選択式による筆記試験（全職種120分）
	専門試験	土木技術の試験区分のみ（90分） 【出題分野】数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工  建築技術の試験区分のみ（90分） 【出題分野】数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
第二次試験	① 人物試験（集団面接）	
第三次試験	① 人物試験（個人面接、適性検査、一般性格診断検査）② 小論文試験	

※第二次試験及び第三次試験における試験科目は現時点でのものです。それぞれの試験前に変更する場合があります。

## 6. 受験手続

- (1) 受付期間 平成29年5月22日（月）から平成29年6月16日（金）まで
- (2) 受付時間 期間中の月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで  
※ 郵送の場合は6月16日（金）までの消印のあるものに限りです。
- (3) 受験申込書の請求
  - ① 受験申込書等は、西都市役所総務課職員係（西都市役所本庁舎3階）で交付します。
  - ② 郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った返信用の宛先明記の封筒（29.7cm×21.0cm以上のA4判の入るもの）を必ず同封してください。
- (4) 受験手続
  - ① 「受験申込書」と「受験票」は、総務課職員係で受け取ります。
  - ② 「受験票」は受け付け後郵送しますので、申込みの際に宛先明記のうえ62円切手を貼ってください。
  - ③ 一般事務 2（民間等経験者）を受験される方は、西都市職員採用試験エントリーシートも提出してください。
  - ④ 申込みは一職種区分に限ります。なお、受け付け後の試験区分の変更は認めません。
  - ⑤ 受験申込書等の提出時には、記入漏れ、切手及び写真の貼り漏れ等不備のないよう確認してください。不備等がある場合は再度提出していただきますが、受付期間を超えて再提出の受付はできません（受験できなくなります）のでご注意ください。
  - ⑥ 身体に障がいのある方も受験できます。受験申込の際に障がいの程度を証明する書類の写しを添付してください。

## 7. 合格から採用まで

- (1) 試験結果によっては、採用されない試験区分もあります。
- (2) 一般事務 2（民間等経験者）の合格者については、職務経験の確認のため職歴を証明する書類を提出して頂きますが、職務経験が証明できなかった場合は採用されません。
- (3) 合格者は、採用候補者名簿（1年間有効）に登載し、欠員が生じた場合に採用します。
- (4) 給与及び勤務条件等については、「西都市職員の給与に関する条例」及び「西都市職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例」に従い決定されます。

## 8. 試験会場

宮崎県立妻高等学校 〒881-0003 西都市大字右松2330番地 TEL0983-43-0005



【問い合わせ先】 西都市役所 総務課職員係  
〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地 TEL0983-32-1007(直通)